

各 位

会 社 名 NISSHA 株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 兼 最高経営責任者 鈴木順也
 (コード番号 7915 東証第1部)
 問 合 せ 先 上席執行役員 兼 最高財務責任者 神谷 均
 (TEL.075-811-8111)

株式給付信託(BBT)への追加拠出に伴う 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処 分 期 日	2021年8月23日(月)
(2)	処分する株式の種類および数	普通株式 225,000 株
(3)	処 分 価 額	1 株につき金 1,559 円
(4)	処 分 総 額	350,775,000 円
(5)	処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行(信託E口)
(6)	そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的および理由

当社は、2016年6月17日開催の第97期定時株主総会の決議に基づき、「株式給付信託(BBT)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます)を導入し、その後、2018年3月23日開催の第99期定時株主総会および2021年3月19日開催の第102期定時株主総会において、本制度を一部改定のうえ継続しております(本制度の概要につきましては、2016年5月12日付「株式給付信託(BBT)導入に関するお知らせ」および2016年8月19日付「株式給付信託(BBT)導入(詳細決定)に関するお知らせ」をご参照ください)。

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出(以下、「追加信託」といいます)を行うこと、および本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため株式会社日本カストディ銀行(本

信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者)に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること(本自己株式処分)を決定いたしました。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の取締役および執行役員(ただし、社外取締役は、本制度の対象外です)に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2021年12月末日で終了する事業年度から2023年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度分)であり、2021年6月30日現在の発行済株式総数 50,855,638 株に対し 0.44%(2021年6月30日現在の総議決権個数 500,065 個に対する割合 0.45%(いずれも小数第3位を四捨五入))となります。

※追加信託の概要

追加信託日	2021年8月23日
追加信託金額	350,775,000円
取得する株式の種類	当社普通株式
取得株式数	225,000株
株式の取得日	2021年8月23日
株式取得方法	当社の自己株式処分(本自己株式処分)を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日(2021年8月4日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,559円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額1,559円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1カ月間の終値平均1,575円(円未満切捨)に対して98.98%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3カ月間の終値平均1,563円(円未満切捨)に対して99.74%を乗じた額であり、あるいは同直近6カ月間の終値平均1,475円(円未満切捨)に対して105.69%を乗じた額となっています。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しています。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち2名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上